

第 7 号議案

府中市基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 1 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

子ども・子育て支援の充実その他子どもの心身の健やかな成長に資する事業の財源を確保するための基金を新設することに伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市基金条例の一部を改正する条例

府中市基金条例（昭和40年4月府中市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条第12号中「、子ども・子育て支援の充実」を削り、同条中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

- (16) 子ども・子育て応援基金 子ども・子育て支援の充実その他子どもの心身の健やかな成長に資する事業に要する経費の財源に充てることを目的とする。

第2条第1項第1号及び第3条第1項中「都市基盤・産業基金」の次に「、子ども・子育て応援基金」を加える。

付 則

この条例は、令和6年3月31日から施行する。

新	旧
<p>（設置及び目的）</p> <p>第1条 省 略</p> <p>(1)～(11) 省 略</p> <p>(12) 保健・福祉基金 健康づくりの推進、高齢者サービスの充実その他の保健及び福祉に関する事業に要する経費の財源に充てることを目的とする。</p> <p>(13)～(15) 省 略</p> <p><u>(16) 子ども・子育て応援基金 子ども・子育て支援の充実その他子どもの心身の健やかな成長に資する事業に要する経費の財源に充てることを目的とする。</u></p> <p><u>(17)～(19) 省 略</u></p> <p>（基金の額）</p> <p>第2条 省 略</p> <p>(1) 奨学基金、災害救助基金、土地開発基金、公共施設管理基金、財政調整基金、公共施設整備基金、介護保険給付費等準備基金、庁舎建設基金、下水道施設改築基金、保健・福祉基金、生活・環境基金、文化・学習基金、都市基盤・産業基金、<u>子ども・子育て応援基金</u>、公園緑化基金、美術品購入基金及び学校施設改築基金 毎年度予算に計上する額とする。</p>	<p>（設置及び目的）</p> <p>第1条 省 略</p> <p>(1)～(11) 省 略</p> <p>(12) 保健・福祉基金 健康づくりの推進、<u>子ども・子育て支援の充実</u>、高齢者サービスの充実その他の保健及び福祉に関する事業に要する経費の財源に充てることを目的とする。</p> <p>(13)～(15) 省 略</p> <p style="text-align: center;">（追 加）</p> <p><u>(16)～(18) 省 略</u></p> <p>（基金の額）</p> <p>第2条 省 略</p> <p>(1) 奨学基金、災害救助基金、土地開発基金、公共施設管理基金、財政調整基金、公共施設整備基金、介護保険給付費等準備基金、庁舎建設基金、下水道施設改築基金、保健・福祉基金、生活・環境基金、文化・学習基金、都市基盤・産業基金、公園緑化基金、美術品購入基金及び学校施設改築基金 毎年度予算に計上する額とする。</p>

新

旧

(2)～(3) 省 略

2～4 省 略

(運用)

第3条 奨学基金、災害救助基金、土地開発基金、公共施設管理基金、財政調整基金、公共施設整備基金、介護保険給付費等準備基金、庁舎建設基金、下水道施設改築基金、保健・福祉基金、生活・環境基金、文化・学習基金、都市基盤・産業基金、子ども・子育て応援基金、公園緑化基金、美術品購入基金及び学校施設改築基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して当該基金に編入する。

2～4 省 略

付 則

この条例は、令和6年3月31日から施行する。

(2)～(3) 省 略

2～4 省 略

(運用)

第3条 奨学基金、災害救助基金、土地開発基金、公共施設管理基金、財政調整基金、公共施設整備基金、介護保険給付費等準備基金、庁舎建設基金、下水道施設改築基金、保健・福祉基金、生活・環境基金、文化・学習基金、都市基盤・産業基金、公園緑化基金、美術品購入基金及び学校施設改築基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して当該基金に編入する。

2～4 省 略